

「いじめと不登校の問題に、  
協力してとりくもう！」

堀 智晴（インクルーシブ（共生）教育研究所）

- 1、自分の問題として、いじめと不登校を考える
  - 1－① 私の「いじめられ体験」
  - 1－② 私の「不登校体験」
  
- 2、自分の「生き方」を見直す
  - 2－① 私はどんな人間なのか？
  - 2－② 私には、私の感じ方、考え方、価値観、生き方がある。
  
- 3、私は社会的存在、社会の中でどう生きるか？
  - 3－① 自分との関係を見直す  
これまでの自分、今の自分、これからの自分
  - 3－② 自分と家族との関係を見直す  
家族の中でどう生きてきたか：「親子でも別人」
  - 3－③ 自分と友だちとの関係を見直す  
いろんな友だちとの出会いとつきあう
  - 3－④ 社会の中でいろんな他者と共に生きる
  
- 4、いじめ・不登校をなくすために
  - 4－① 自分なりのとりくみ
  - 4－② 他者と協力してとりくむ
  
- 5、このサミットをきっかけに、何かからはじめるか？

	いじめをなくすために	子ども本人は、いじめをどう考えているのか？	友だち関係の中で？	クラス・学校の中で	家庭で	社会の中では	その他
いじめ問題	<p><b>いじめ防止対策推進法</b> (平成25年9月28日)</p> <p>「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	<p><b>★(いじめの禁止) 第四条</b> 児童等は、いじめを行ってはならない。</p> <p>1、自分といじめ：いじめ体験は？ ①いじめられた ②いじめた ③いじめを見た</p> <p>2、自分はいじめをどう考えるか？ ・こないじめがあったけど・・・ ・自分はどう考えるのか？</p> <p>3、自分はどう生きていきたいのか？</p>	<p>★今、友だち関係は どうなっているか？</p> <p>・友だちがいる ・少ない ・いない</p> <p>・友だちがほしい</p> <p>○孤立、孤独を感じる</p> <p>★どもないじめが身の回りにあるのか？ ★そのいじめについて どうしているのか？</p>	<p>★学校の中で いじめた いじめられた いじめが起きている いじめはない。</p> <p>★いじめをなくす とりくみがある。</p> <p>★いじめについて考える機会がある ★クラスづくりは？ ★クラスのとりくみ ★学校のとりくみ ★生徒会のとりくみ</p>	<p>★親子関係は？</p> <p>★親といじめについて話しあうか？ ①親に相談する ②親に相談しない ③親に相談できない</p>	<p>★いじめ事件が起きている</p> <p>★マスコミで取り上げられているが・・・</p> <p>★社会でのとりくみがある ・教育関係者 ・行政、自治体 ・NPOなど市民団体</p>	
	<p>★いじめをなくすとりくみ ・全ての児童等がいじめをしない ・いじめを放置しない ・いじめの心身に影響、いじめの問題について理解を深める</p> <p>★いじめの防止等のための対策 ・いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護する ・国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携する</p> <p>★第五章 重大事態への対処 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p>	<p><b>令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要</b>(令和3年10月13日)から調査結果のポイント】 ＜いじめについて＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は517,163件(前年度612,496件)であり、前年度に比べ95,333件(15.6%)減少。児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.7件(前年度46.5件)。</li> <li>平成26年度以降認知件数の増加が続いていたが、令和2年度は全校種で大幅な減少となった。</li> <li>いじめの重大事態の件数は514件(前年度723件)であり、前年度に比べ209件(28.9%)減少した。</li> <li>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、日常の授業におけるグループ活動や、学校行事、部活動など様々な活動が制限され、子供たちが直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと、年度当初に地域一斉休業があり夏季休業の短縮等が行われたものの例年より年間授業日数が少ない学校もあったこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないよう学校において正しい知識や理解を促したこと、これまで以上に児童生徒に目を配り指導・支援したこと等により、いじめの認知件数が減少したと考えられる。</li> <li>生活環境や行動様式が大きく変化し、発見できていないいじめがある可能性にも考慮し、引き続きいじめの早期発見、積極的な認知、早期対応に取り組んでいくことが重要である。</li> <li>また、重大事態の件数は減少しているものの、引き続き憂慮すべき状況。いじめ問題に適切に対応することで、限りなく件数を零に近づけるべきではあるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。</li> </ul>					
	不登校とは？	子ども本人は、いじめをどう考えているのか？	友だち関係の中で？	クラス・学校の中で	家庭で	社会の中では	その他
不登校問題	<p>★不登校とは？ 「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者」(文部科学省)</p> <p>★「不登校」の理由(例) ・「学校生活上の影響」 ・「あそび・非行」 ・「無気力」 ・「不安など情緒的混乱」 ・「意図的な拒否」 ・「複合」</p> <p>★原因 ・「学校生活に起因」 ・「家庭生活に起因」 ・「本人の問題に起因」と細かく分類される。</p>	<p><b>不登校の原因</b> いじめが原因で不登校になった学校というものを認めたくない、学校に行く意義を認めない、学校に行くのが体力的にしんどい</p> <p>「学校に行けない」 「学校に行かない」 第三の場：フリースクール(学校外の居場所づくり)</p> <p>・いじめによるもの、いじめでない人間関係のトラブルで不登校になる生徒が増えている。 ・学校の勉強についていくことができずに不登校になる生徒もいる。 ・家庭内不和、親子関係の悪化などから精神的に不安になって不登校になる場合 ・小中学生は精神面・金銭面ともに家庭環境に対する依存が大きいので、家庭に悩みがあると不登校にも発展しやすい。 ・一方、高校生になると精神的に親からある程度独立しているので、家庭に問題があっても自発的にアクションを起こしやすく不登校にもなりにくい傾向がある。 ★24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 なやみいおう</p>	<p>★今、友だち関係は どうなっているか？</p> <p>・友だちがいる ・少ない ・いない ・友だちがほしい</p> <p>○孤立、孤独を感じる</p> <p>★不登校の子が身の回りにいるか？ ★不登校の子にどのようなかかわりをして いるのか？</p>	<p>★学校の中で ・不登校になりそうになった。 ・不登校になった ・不登校の友だちがいる</p> <p>★不登校をなくすとりくみがある。 ★不登校について考える機会がある ★クラスづくりは？ ★クラスのとりくみ ★学校のとりくみ ★生徒会のとりくみ</p>	<p>★親と不登校問題について話しあうか？ ①親と話しあう ②親に話しあわない ③話しあえない</p>	<p>★不登校問題はマスコミでいろいろ取り上げられているが・・・</p> <p>★社会でいろんなとりくみがある ・行政、自治体 ★城東区では？ ★このサミットでも！ ・NPOなど市民団体</p>	
	<p><b>令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要</b>(令和3年10月13日)から ＜長期欠席のうち小中学校における不登校＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校における不登校児童生徒数は、196,127人(前年度181,272人)であり、前年度から14,855人(8.2%)増加。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.0%(前年度1.9%)</li> <li>過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している(小学校 H27:0.4%→R02:1.0%、中学校 H27:2.8%→R02:4.1%)。</li> <li>不登校児童生徒の65.7%に当たる128,833人の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。</li> <li>不登校児童生徒数が8年連続で増加、約55%の不登校児童生徒が90日以上欠席しているなど、憂慮すべき状況。児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。</li> </ul>						